

令和元年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和元年6月14日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	6月14日午後2時1分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																												
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	西 脇 洋 貴																												
副 町 長	植 田 充 彦																												
教 育 長	岡 弘 明																												
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																												
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																												
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																												
税 務 課 長	山 口 繁 雄																												
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																												
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																												
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																												
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																												
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																												
本会議に職務の ため出席した者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>和 田 里 絵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	書 記	和 田 里 絵																						
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																												
主 幹	高 橋 恭 世																												
書 記	和 田 里 絵																												
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>発議第 5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について</p> <p>発議第 6号 10月からの消費税10%への増税中止を 求める意見書（案）</p>																												

議員提出議案 の題目	発議第 7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年第3回（6月）

平群町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年6月14日（金）

午後2時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 発議第4号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第2 | 発議第5号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 発議第6号 | 10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書(案) |
| 日程第4 | 発議第7号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案) |
| 日程第5 | | 選挙管理委員の選挙について |
| 日程第6 | | 選挙管理委員補充員の選挙について |
| 日程第7 | | 先進地視察計画書について |
| 日程第8 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

税務課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。税務課長。

○税務課長

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。今議会初日の承認第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計の専決処分におきまして、山口議員のほうから御質問がございました、起債の償還終了時の令和4年度末での滞納件数並びに滞納金額について御回答申し上げます。

令和4年度末の滞納件数、宅地取得資金14件、住宅新築資金14件、合計28件、14人分でございます。滞納金額といたしまして、元金で約5,900万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和元年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長、植田委員。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは、文教厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月4日に開催された令和元年平群町議会第3回定例会の本会議において、文教厚生委員会に付託を受けた、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、6月5日、当委員会を開催して審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。この条例は、平成29年度に前年度比1.6倍の増税をした結果、黒字になった

ことから、国民健康保険税を約3,000万、1世帯平均1万2,000円程度引き下げを行うものです。

主な質疑では、昨年度の実質単年度収支の額と剰余金を含めた合計額についてただされ、実質単年度収支では約3,700万円の黒字であり、合計で6,600万円であるとの答弁がありました。

前回の3月議会で、30年度の実質単年度収支は1,200万円程度の黒字見込みで、引き下げは可能との答弁があり、本来なら黒字額がふえているのに、当局から引き下げ提案がされなかった理由についてただされ、引き下げが可能かどうかであれば可能であります。しかし、令和2年度で令和3年度以降の納付金の算定見直しがされ、上がる可能性や現状維持、また下がる可能性もあることから、令和2年度中の検討を待ちながら、税率について検討していく旨の答弁がありました。

発議者に対して、議案に添付された資料のモデルケースで、平群町は県の示した標準料率の額より格段に高くなっているが、近隣の状況についてただされ、給与年収350万円の4人家族（40歳以上の夫婦と子ども2人）のモデルケースで、現行の平群町の保険税と県の標準料率とを比べた場合、現行のほうが6万2,700円高い。同じモデルケースで、斑鳩町では、現行のほうが1万7,000円、三郷町では4万1,100円安い。また、斑鳩町は4億の赤字を抱えながら大幅な引き上げを行っていない。平群町は、今回の3,000万円の引き下げを行っても、なお県の標準保険料率より3万3,100円高い旨の答弁がありました。

非常に高い保険税をまだ2年間住民に負担を求めることに、町長としての見解をただされ、国保会計は継続的に、安定的に運営していく必要がある。そのためにはある程度の基金が必要と考える。また、住民の健康を守るための保健事業を行う財源も必要。県は令和3年度に納付金の見直し等行うため、町としても令和2年度中に県の納付金の状況、保健事業等精査し、県と協議しながら見直しを行っていききたい旨の答弁がありました。

発議者に対し、町長答弁に対しての見解をただされ、安定的な運営をするとずっと言ってきたが、29年度の1.6倍の引き上げの際の説明では、1.6倍に引き上げたとしても29年度末の国保会計は2億5,000万円の赤字が残り、その赤字は6年かけて、36年の県内統一保険料までにゼロにする説明をしてきた。しかし、全く違う結果となり、ある意味、見誤ったことに対する弁明も反省もない。本来なら、黒字になった分ぐらいは下げるのが町としての対応ではないか。また、安定的と言うなら、30年度から県に納付金を払う制度となり、計算がしやすくなり、30年度は3,700万円の黒字、今年度も

赤字になる要素もないので、3,000万円の引き下げは精査すればわかること。それもしていないとすれば、住民に対する背信行為である旨の答弁がありました。

国保加入者の減少に伴う数字を県が反映していれば、基金への積み増しもできたのではないかと。それに対する県からの謝罪はあったのか。また、県から引き下げをやめるような要望があったのかただされ、加入者の数字については、29年10月の低いほうの5,099人をもとに納付金の算定がされたもので、謝罪という話はなく、精算方式についても県は考えていない。また、県と町などの間で保険料方針を出しており、令和3年度の県の運営方針の見直しに伴い、令和6年度の納付金の算定方法も変わることから、現時点では、令和2年まで協議の上で保険料の据え置きとなっている旨の答弁がありました。

保健事業に係る費用に対してただされ、30年度の決算状況から見て、特定検診、保健事業含め、約3,000万円程度。保健事業に関して、県は、国からの保険者努力支援制度や特別調整交付金を利用して行い、これまであった県の特別調整交付金は基本廃止の意向が示されている。特定検診についても、国との単価の違いから、町の持ち出しもふえている旨の答弁がありました。

発議者に対して、引き下げができない理由としての町の答弁について見解をただされ、保健事業は平群町だけが行っているわけではない。また、県の標準保険料率より7万円も高いのが異常であることの理解をすべきである。30年度、県への納付金の基礎となる被保険者数が実際より200人近く少なくとも黒字になった。全国平均より10万円高い負担を強いられる住民の立場に立っていない旨の答弁がありました。

西和7カ町の29年度の基金の状況についてただされ、29年度末で斑鳩町、安堵町は赤字で基金ゼロ、三郷町1億6,100万円、上牧町4億6,900万円、王寺町1億2,700万円、河合町3億4,000万円との答弁がありました。

令和3年に向けた一部見直しのスケジュールについてただされ、令和2年度の1年かけて、29年度の県単位化のときのような協議が行われていくのではないかと。答弁がありました。

特定検診や人間ドックなどの保健事業の認識についてただされ、健康の保持増進を少しでも後押しできる制度を今後も堅持していきたい旨の答弁がありました。

健全な国保運営をするためには、基金1億円を一つの目安にすべきではないかと。ただされ、ある程度の基金保有は考えないといけない。それも含め、令和2年度中に検証する旨の答弁がありました。

討論では、最小限の引き下げ改正案について一定理解はするが、中間年度の見直しまで引き下げは時期尚早との反対意見や、令和２年度には税率見直しを検討すべきだが、納付金が上がれば剰余金を活用できる。今回減税することで、一時的に国保加入者への還元はできるが、今後の推移を見て判断することが賢明と考える。また、県は保健事業への補助金を削減する方向である。加入者の健康維持、医療費抑制につながる保健事業の継続は大事であり、剰余金があれば、現在の保健事業はある程度維持できる。余力を持った健全財政で対応すべきとのことから反対する旨の討論がありました。

一方、２９年度の１．６倍の大幅な国保税引き上げの理由とは全く違う結果によって、６，６００万円の剰余金が積み上がっている。その一部、約３，０００万円を住民の命や暮らしを守るために投入することは必要であるとの意見や、県制度の問題などで町は大きな損失を受けた。県への抗議の意味を込めて引き下げに賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、発議第４号は、挙手少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

令和元年６月１４日

文教厚生委員会

委員長 植 田 いずみ

○議 長

はい、ありがとうございました。

これより、発議第４号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山本君。

○ 3 番

発議第４号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

平成３０年度の実質単年度収支は約３，７００万円の見込みであり、年度末剰余金計は約６，６００万円となり、少しずつですが、健全な国保会計に戻り

つつあります。

平成30年度の納付金算定では、保険者の所得水準、高どまりの収納率等が要因となって、県下で2番目に高い保険税となっていますが、いずれ県下他市町村も基金がなくなれば保険税を上げざるを得なくなり、平群町も平均値へ近づくとになります。

今回の発議第4号では、本年3月に提出された発議第1号と改正内容は同一でありますので、私の討論は変わりませんが、国保加入者から提案者へ、アンケートを含め、寄せられたお声があることから、最小限の引き下げ改正案については一定理解しておりますが、やはり中間年度での見直しまでの引き下げは時期尚早と考え、反対いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○8 番

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

提案理由にありますように、国保税は、平成30年度の実質収支は6,600万の黒字であることから、職員も引き下げは可能であるとの見解を示しており、ただ、県への納付金の増加、保健事業の補助金の減少など、現時点では引き下げは性急であるとのことであります。納付金の増加、補助金の減少など、全くわからない議論をしても仕方ないわけであります。

今まで、予算に対して大幅に狂った、プラス側に振れた決算になっており、県内でも高い保険料になっており、国保会計は6,600万のお金があり、3,000万の引き下げは十分可能であります。

過日、プレミアム商品券事業の対象者が4,000人のうち、3,500人は住民税非課税世帯であることが明らかになりました。全員が国保加入者とは限りませんが、政治で大事なことは、困ってる人、立場の弱い人に手を差し伸べることが重要と考え、本条例改正案に賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

本町の国保特別会計は、ここ数年間、基金もゼロで枯渇し、赤字決算でしたが、平成29年度決算で2,900万円、30年度の単年度決算で3,700

万円の黒字となり、合計でやっと6,600万円の剰余金が発生をしております。しかし、まだまだ安定した財源とは言いがたい現状で、ある程度の基金も必要です。

国民健康保険制度は、平成30年度より県単位化がスタートをいたしました。令和5年度までの6年間は県が1人当たりの納付金を決定し、それをもとに各市町村が国保税率を定めます。県は、令和6年度の県下統一保険税率に向け、その中間年度である来年、令和2年度に、令和3年度以降の医療費推計や納付金の見直しを行います。県の平成29年度の医療費推計では、高齢化に伴う医療費の増加だけを見ておりましたが、令和2年度の検討においては、医療の進歩や高額な新薬剤の保険適用などの医療の高度化による医療費の上昇も加味されることにより、医療費推計が上昇することも考えられ、そのことにより、県への納付金が増額される可能性があります。さらに、被保険者数の減少による税収の減少も懸念され、そのときには、今ある剰余金の活用が必要となります。

また、保健事業に係る費用については、令和元年度以降、補助金が減額をされ、県は統一税率導入後、保健事業実施の財源がなくなります。本町では、人間ドックなどの保健事業について、被保険者の皆様の健康づくりに対する意識が大変高く、早期発見、早期治療による重症化の予防として、住民の健康保持増進を図るためには、一定の事業を継続する必要があり、保健事業の財源についても、この今ある剰余金の活用が必要となります。

現在、県下トップクラスの税率となった経緯は、皆様も御承知のとおり、これまで剰余金を活用し、4回にわたる引き下げを実施したことにより赤字決算となり、増税に至ったという教訓を忘れては、住民の皆様にもまた御心配をおかけすることになり、無責任となります。剰余金が出たからといって、直ちに活用し、引き下げるのではなく、まず来年の令和元年度に示される県の方針に基づき、本町において税率の見直しを検討することが大事であり、安定した財政運営をすることが、住民の皆様にも安心して医療を受けていただけると考え、反対討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5番

私は、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成をする立場で討論させていただきます。

国保会計は、先ほどからも報告されておりますように、30年度では3,700万円の実質単年度黒字になり、6,600万円が現在積み上がってまいりました。この中で、3,000万円を使って引き下げていくというのは当然の

ことであります。これでもまだ3,300万円は基金として残るわけです。

住民の生活は、本当に毎日、日々大変な状況になっております。年金は、マクロスライド制のために削減が続いています。物価の高騰で、財布のひもは大変かたく閉じている状況でございます。そしてまた、今、大問題になっていまず金融審議会の報告書でも、年金生活者世帯は、平均で毎月5万5,000円の赤字となっているということが今大きな問題になっておりますが、こういう報告がされました。

皆さん、ぜひとも考えてください。年間で66万円もなけなしの、これまで大切にしてきた預金をおろして生活をせざるを得ないのが高齢者の実態です。蓄えのある人は、いつ底が尽きるのかが心配で心の病気になりそうです。ない人については、本当にどうしていくのか、借金をするのか、首をくくるのか、本当に極貧生活をして、よれよれになる、これでもいいんでしょうか。今でも皆さんの生活は大変なんです。バザーをすると、たくさんの人が集まってこられます。それだけ切り詰めて生活をされている、この実態にしっかり我々議員は目を据えていかなければならないと思います。それでも、被保険者の皆さん、この高過ぎる、県下でトップクラスの国保税を一生懸命払い続けてくださっています。将来の生活をめっちゃくちゃにしてもよいと、こんなふうにお考えなのでしょうか。ぜひここは考え直していただきたいと思います。

先日の委員会でも、3月議会でも、町当局は、下げることは可能だ、こんなふうにおっしゃっています。県の見直しまで待てと、こう言う議員が多数おられました。住民の生活は毎日、これが問題なんです。365日、毎日暮らしています。命をつないでるんです。一日も待てません。1年や2年、行政はこの単位でお考えだと思いますが、我々住民の生活はそうではありません。上げ過ぎたのだから、せめてその分の半分はお返す、これは何の問題もなく、当然すべきことでございます。払えなくなったら、医療が受けられなくなる。高齢になってくると、当然あちこち支障が来ます。このときに、当たり前で医療にかかれなくなる人を絶対につくってはなりません。大きな不安を抱えて暮らしている高齢者の方々がたくさんおられる中で、誰でも安心して医療が受けられる、そんな国保制度を大事に守っていくためにも、払えない人を絶対に出さない、医療を受けられない人を出さない、医療を受けられなくて命を失うというような人を絶対つukらない、この平群町の小さな町だからこそ、本当に一人一人に行き届いた、温かい、こういう町政を実施をしていける、そういう条件があります。その一歩、国保税の当面の引き下げ、この提案は当然だという立場で、本条例改正案には賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

発議第 4 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成 29 年度決算が約 3, 000 万、平成 30 年度の単年度決算が約 3, 700 万の黒字となったことから、合わせて約 6, 700 万の剰余金が発生をしております。

昨年度より県単一化がスタートし、県が国保財政を担うことになり、市町村は県が算定した納付金を支払うことになりました。この納付金は、令和 6 年度の県単一化完成の中間年度、令和 3 年度に向け、来年度、令和 2 年度に、県は医療費推計の再集計を行い、完成までの納付金額 1 人当たりを示すことになっております。この納付金額により、平群町においても、令和 3 年度予算の反映に向け、来年度、令和 2 年度には、税率の見直しも検討することになっております。

また、平群町の 1 人当たりの医療費が上昇している中、もし納付金が増えることになれば、剰余金を活用し、増税を抑えることができます。今回、減税することにより、一時的に国保加入者の方へ還元することは簡単であります、今後の推移を見てから判断するほうが、私は懸命であると考えます。

また、県は保健事業の補助金を削減する方向であります、平群町の加入者が健康を維持し、安心して暮らせるよう、さらに医療費抑制につながるため、保健事業の継続は大切なことと考えております。剰余金があれば、現状の保健事業がある程度維持できると思います。

税率改正は、県単一化完成を見据え、余力を持った健全財政を目指すことで対応していきたいと私は考えておりますことから、この発議について反対をいたします。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○ 4 番

私は、発議に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の発議に対しての賛成、反対の判断は非常に難しい内容だと思います。平群町が県へ支払う納付金の算定に際し、制度導入時点でのシミュレーションが甘く、その結果、平群町民が大幅に損をする結果になりました。

県の作成した制度は、大きく三つの欠陥があります。国保加入者の数と県に対する負担する人数が異なること、二つ目は、きちんと真面目に税金を納めて

いる町ほど損をすること、三つ目、所得が多い人が多く町に住んでいるだけで所得の少ない人までが負担がふえてしまうこと。県の制度の欠陥のリカバリーが不十分なため、平群町民がとても苦しい状況になっています。平群町民の方々の痛みをわかっていただきたいという県への抗議の意味を込めて、国保税の引き下げに賛成いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○7 番

発議者ではありますけれども、一言。

一番大事なポイントは、今、全国的に問題になってる、それぞれの都道府県が各市町村に出す標準保険料率、それがけしからんということで、今回出してるわけではなくってですね、平群町の場合、その保険料率を大きく超えている。委員会審議でも、また一般質問のときも強調しましたがけれども、そこをなかなか理解されてないのではないかと。標準保険料率でやれば、県への納付金はいけるということに、計算上はなってるわけです。現に、いけるんです。ただ、そうなると、保健事業ができなくなるとおっしゃった。じゃ、幾らかかるんかって言ったら、補助金も全部もらって3,000万円と、その補助金がなくなったり、ある程度打ち切られたりするから、年間1,500万から2,000万、2,000万以上の持ち出しが要る。でも、平群町の場合、保険料率より、金額でいうと、6,000万以上高く取ってるわけですよ。十分できるはずなんです。だから、3,000万下げても、まだ標準保険料率より平群町の今の国保税の料率は高いわけです。そういう計算を理事者のほうが出せばですね、全く納得いくはずなんです。保健事業ができないとか、安定的に国保が運営できないとか、あり得っこないですよ、そんなことは。

単に自分たちが1.6倍、何を勘違いしたのか、それまでの数字を見て、いろいろあるんですよ、もちろん。全く理解できないことはないですけども、前期高齢者の交付金の見積もりが、2年前にさかのぼった精算などもあってですね、それが思ったより伸びないときに赤字になった、じゃ、上げて、今度、伸びないと思ってた前期高齢者交付金が1億円も予定よりもふえる、こういうことが起こってですね、だから、前も言いましたように、目先を見て、慌てふためき過ぎる、住民の暮らしを見据えてない、あのときに上げるのを抑えればと、平成20年のときもあんだけ上げなければと、赤字分ぐらいにしとけばよかったのに、それをですね、間違った認識で、後期高齢者支援金分1億2,000万、加入者が持つという分をそのまま上げるといような間違ったことをやって、その後、今度引き下げる、引き下げ過ぎたとおっしゃるけれども、で

も、その間、取り過ぎたわけですから、引き下げは常識だと思う。だから、そういう余りにも目先にこだわり過ぎたということが一番問題なんであって、そういう反省もなくですね、安定的に運営する、そら、何ぼでも高く取れば、安定的に運営できますよ。住民の皆さんにそこまで苦勞かけずに、どう安定的に運営するかっていうのが、町長を初め、行政側の手腕じゃないですか。それが
ない中で、議員からこういう提案をせざるを得ない、また、そういう議員から提案をせざるを得ない状況になってるということに対しても、私は、理事者の皆さんは反省すべきだというふうに思います。

ちょっと外れましたけれども、いずれにしても、平群町の保険料率が、県が出している標準保険料率よりもべらぼうに高いという事実、ここはやっぱりね、議員の皆さんもしっかり考えていただきたい。値下げできない理由を考えるんじゃなくて、今の国保会計の中身をしっかりと精査すれば、十分できるって理事者も言ってるわけですから、それで、今年度、3,000万でも下げてみてですよ、来年も再来年も黒字になるっておっしゃってるんだから、3,000万下げて、それで様子を見ればいいじゃないですか。と私は思って、提案したわけですがけれども、なかなか理解されない、理事者のほうもされない、されない議員の方もいらっしゃるということで、あえてそういう発言をして、賛成討論といたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きますして

日程第2 発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第5号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年6月14日

提出者 下 中 一 郎

賛成者 岩 崎 真 滋

〃 長 良 俊 一

〃 山 本 隆 史

〃 窪 和 子

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 令和元年7月1日から令和5年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提案者の提案理由の説明を求めます。下中君。

○11番

ただいま事務局長から議案説明がありましたとおり、令和元年7月1日から令和5年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の報酬月額を、本則の第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の20を乗じて得た金額を減じたいということで、発議させていただきました。

提案理由については、これから申し上げます。

御承知のとおり、町財政は非常に厳しい状況であります。このことについて、最近では、去る2月5日に開催された駅周辺整備事業の進捗状況と今後の予定について、議員全員協議会における当局から配付された資料によりますと、平成30年度決算では収支とんとん、令和元年度以降については毎年相当の収支不足となり、令和4年度には早期健全化基準、イエローラインに達し、令和5年度には財政再生基準に達するとの説明でありました。

また、本会議冒頭におきまして、平成30年度の出納状況について町長から報告がありましたが、一般会計の実質収支約7,700万円の黒字であり、令和元年度に繰り越しとなる額がこのようにわずかとなっております。今年度については、当初予算で5億5,000万円もの、これまでにない未確定財源を計上しており、平成30年度決算と元年度予算を見ても、非常に厳しい財政運営を行っていかねばなりません。新聞報道にあったとおり、将来負担比率は全国ワースト3の平群町であります。

しかしながら、駅周事業もいろいろございましたけれども、ようやく完了間近となっております。また、来年春には、平群駅前に新たに文化センターをオープンし、新しい町の活性化が望まれるところであります。厳しい財政状況ではありますが、何とかこの難局を、行政も議会も一丸となって乗り切り、明るい平群のまちづくりの一助となればと思っております。

以上が発議の趣旨であります。議員各位におかれましては、ぜひ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

「議長」の声あり

○議長
何ですか。

「この発議に対しましては修正案を」の声あり

○議長

はい、井戸君、どうぞ。

○ 4 番

修正案を提出したいので、よろしくお計らいください。

○ 議 長

午後 3 時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 3 7 分)

再 開 (午後 3 時 0 0 分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

ただいま、発議第 5 号に対して、井戸君ほか 1 名より、お手元に配付いたしました修正動議が提出されました。この動議は、所定の発議者がありますので、成立いたしました。したがって、これを発議とあわせて議題といたします。

それでは、まず修正動議の提出者の説明をいただき、質疑、討論、採決を行います。

これより、提出者の説明を求めます。井戸君。

○ 4 番

平群町の議員報酬は、政務活動費を含んだものでございます。そのため、報酬削減については慎重に取り扱う必要があると考えます。そういうことから、私も今まで、カットに関しては慎重に協議するように反対の立場を貫いてまいりました。

しかしながら、平群町の現在の財政状況を鑑み、多少の報酬削減はやむを得ないと判断いたしました。ただ、議会基本条例の第 13 条第 2 項は、議員報酬の改正に当たって、委員会または議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、町政における議員の役割、責務を十分に考慮するとともに、町民等を含む第三機関による議員活動の客観的な評価を参考にするものとなっております。議会基本条例の理念の尊重し、4 年前に開催されました報酬審議会では、15%の減額が望ましいと最終的に答申され、客観的な評価は、4 年前であります。この数字しかないことから、この修正案を提出いたしました。

町政の議員の役割、責務に関してでもございますが、実際、精華町の例で見ましても、さまざまな有識者の方の話、それから議員同士で話し合いというこ

とが繰り返され、最終的に結論を導き出した経緯がございます。かなり時間をかけてございます。ただ、平群町の場合、普通、私が思うならば、やはり議会改革でもみ、議会運営委員会を通し、議員懇談会を開き、有識者をもちろん呼んで、いろんな感じで、みんなが同意する形で進めていくべきってということと、私はこの条例ですね、議会基本条例、他の市町村が視察に来られてる議会基本条例の理念の部分だと考えております。

そういうわけで、ぜひとも御賛同をお願いしたいと思ってるわけでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

それでは、発議第5号と修正案に対する質疑に入ります。ございませんか。山本君。

○3 番

それでは、修正動議が出ましたのですが、発議第5号のほうの提案者のほうにも同時に質問させていただきたいのですが、4月の町議会選挙では、まだ現役で仕事をされている2名の議員さんが新たに当選されましたので、過去の経緯を含めて、両提案者に、発議者、提出者に質問させていただきます。

まず、平成27年6月議会に提出された20%カットの議員発議では、賛成少数で否決され、同年、27年9月の議会より、議員発議ではなく、特別職の報酬審議会の答申を得て、町長提案の15%カット議案になりましたが、それも否決、同年12月に同議案も否決でございます。平成28年、年がかわった3月には、15%カットで議員発議、これは私も賛成者として登録はしておりますが、発議として提出されましたが、これも否決されました。そして、平成28年6月議会での議員発議、20%カットに賛成多数で可決になりましたが、討論の内容は全く平行線のまま、議長の交代により、議場の賛成者がふえたことによる可決であり、反対の立場の議員さんの理解を得た可決ではなかったと私は認識しております。その後、井戸議員さんとは、議場の中、外、かわらず、この報酬カットについてはいろいろと話してまいりましたが、同じくやっぱり平行線をたどってきたところでございます。

平成27年8月31日開催の特別職の報酬審議会の答申は、過去の議員の報酬の減額に関する経緯を見ると、20%減額が妥当と考えるが、議員に広く理解を得るためには、15%減額が望ましいとなっておりますが、その審議会の答申を井戸議員さんは尊重されたわけでありましたが、井戸議員さんと下中議員さんには、15%にした経緯、それと20%カットにした経緯をお聞かせください。

○議 長

下中君。

○ 1 1 番

20%カット、きつい数字でございますけれども、3期連続して20%カットしておりますので、その形を踏襲したものであります。

○ 議 長

井戸君。

○ 4 番

私は、先ほども申し上げましたが、最終的に議員全員の理解を得るという意味で、それから、行政側からも15%カットというのがございました。昨年度、20%が可決されたときも、賛成理由としても、本来なら15%でもいいんじゃないかというような賛成討論もございました。なぜ20%、そのときに賛成したのかという理由の中で、1年間、半年、ちょっと覚えてませんが、1年間ぐらいがノーカットになったので、トータルすれば15%ぐらいカットになるという趣旨の討論があったように感じております。

私としても、15%というのが、これが本当にいいのかというのは、本来ならば、もう一度報酬審議会でもんでいただきたいところでございますけれども、客観的な判断がこれしかないというところから、これにさせていただきました。

○ 議 長

ほか、ございませんか。はい、井戸君。

○ 4 番

原案のほうの発議者にお尋ねいたします。

20%の積算根拠をぜひともよろしくお願ひします。先ほどの話では少し理解できませんので、単純に過半数というだけで、もんでもございません。議員懇談会もやっておりますので、なぜ20%なのか。精華町、皆さんで行ってまいりましたけれども、精華町では、専門家、有識者の話を聞き、きちんと算定した上で、28万数千円プラス政務調査費ですか、という形になりました。これは、新人議員さんは知らないことではありますが、昨年度、私たち議員全員が行きました精華町ではそういうふうな形でありました。

平群の場合は、今回、議会基本条例にも基づいてますが、ちょっとわからない、20%の積算根拠がないという部分がございます。まずそこを詳しくよろしくお願ひいたします。

○ 議 長

下中君。

○ 1 1 番

詳しくも、詳細もございませんけれども、3期連続して20%やっております

すので、そのとおりにやっただけのことです。

傍聴席からの声あり

○議 長

静かにしてください。井戸君。

○4 番

では、報酬審議会で、今、報酬審議会の方がたまたまおられて、15%って出してはるわけですけれども、15%で間違いはないんですが……

傍聴席からの声あり

○議 長

静かにしてください。退席していただかなければならないので、静かにしてください。

○4 番

私もここに、手元にあるんですけども、きちんと15%って書いてございます。それで、ないというのに、20%を出した根拠がないっていうのはちょっと不自然なんです。3期にわたってやってきたっていうことになりますと、ちょっと理論的にも不自然な部分が、私としては思うんですけども、理由も何も、へったくれもないと言われますと、どういう説得をされて賛成議員を集めたか、私も不思議でならないんですけども、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。できたら結構です。

○議 長

下中君。

○11 番

我々が20%を出したときは、報酬審議会の答申が出る前です。ただ、報酬審議会も20%が妥当であるという答えが出ております。ただ、しかし、議員全般に行き渡るのであれば、15%が望ましいという答えだったと、私は思いますけれども、やはり3期連続してやってきておりますので、そのとおりにやっているというところがございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

ちょっとね、それが、普通ならば、日本語的におかしい部分があるんですけど

ども、妥当ならばってわかるんですけども、普通、中学校でも小学校でも、否定形の後に本当の意図が隠されてるっていうのは、もう受験でも当たり前でございます。15%っていうのが普通ならば、そこが尊重すべき一番の部分だと思うんですけども、そうではないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長

下中君。

○11番

そのとおりでございます。

○議長

井戸君。

○4番

発議者にすみません。何度も失礼いたします。議会基本条例には、客観的な、いろんなことが書かれておりますし、きちんともむようと書いております。議会基本条例を作成された方々、私が議員になったときには、もう議会基本条例はできておまして、これをつくった方々が、なぜ理念に基づいてないのかなど、不思議で仕方がないんですけども、その辺ですね、やはり一歩間違えると、他町からも批判までは行かないですけど、余りいいイメージも与えかねません。そういう意味では、議会基本条例の理念というものに関してと違うのではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

下中君。

○11番

議会基本条例にはちゃんとそのように書いておりますけれども、改選後、いつも見直すという段階がありますけれども、そのときにも、これといった議論はなかったように私は記憶しております。だから、20%ということで、出したところでございます。

○議長

井戸君。

○4番

もう1点だけ、すみません。私は、本来ならば、議員の報酬っていうのは、議員自身が決めるべきじゃないと思ってます。しかし、今の条例の形ですと、言うなれば、過半数があれば何でも、客観的な事実もなく、気分で決めてしまえるっていうのは少しばかり、私としては、これはあしき慣例ではないかと思えます。もちろんそれであれば、30がいいってそのときに思った人が全て30になってしまいますし、50%カットがいいってなってくると、そうなる

しまいます。歯どめも何もなくですね、そうなってきますと、本来の議員の仕事、議員がどうすべきなのかっていう部分が一切欠落してしまうわけです。他市町村のように、やはりきちっと、普通ならば、話し合いをし、議員懇談会を開き、皆さんで同意を得た上で精華町のようにすべき、客観的なデータと議員の同意に基づいてそうすべきだと思ふんですけれども、発議者に質問したいのは、過半数さえそろえば、それはもういいという、皆さんの理解を得なくても、決めてしまってもいいという考えでよろしいのでしょうか。

○議長

下中君。

○11番

我々の採決は非常に大切なものであります。ただそのときの気分によって採決の判断をされるものではありません。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

修正動議を出された提案者に1点お尋ねしたいと思います。

15%カットを提案を、修正動議されておりますが、そのカットによります効果額ですね、修正動議を出されるということは、そこまで調べられてると思ふんですけれども、効果額を教えてください。

○議長

井戸君。

○4番

逆に質問したいんですけど、20%の効果額と聞きたいところですが、私は正直、20%も15%も余り効果がないと考えております。はっきり言います。なぜなら、それがどこに使われていたのか、さっぱりわからないからです。この間、私が8年議員やっております。そのうち7年間、ずうっとカットされておりましたが、何一つ効果が出てる証拠すらございません。そういうことです。もしあるなら教えていただきたいんですけど、よろしいですか。

○議長

窪君。

○10番

今お尋ねしてるのは、15%カットしたときの金額です。年間の額をお尋ねしております。削減額です。

○議長

窪君。

○ 10 番

わからなかったら、わからないで結構です。

○ 議 長

井戸君。

○ 4 番

細かい数字まではわかりません。

○ 議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○ 10 番

わからなかったら、私もこの提案の賛成者になっておりますの、思いつきで提案をしてるわけではございませんので、15%カットした場合は年間1,106万2,935円がカット額でございます。

○ 議 長

答弁よろしいですね。

○ 10 番

御存じないということやから。

○ 議 長

山本君。

○ 3 番

続いては、町長のほうに質問させてもらいたいのですが、今回、15%カット、20%カットの議案の審議ということになってくるんですが、例えば15%カットを選ぶとしますと、今回の、先ほど言われました1,100万ほどは削減が、20%から15%にすることによって、1,106万円ほどなくなってしまおうという、言い方はおかしいんですが、少なくなります、財政健全化を堅持するために、何らかの住民サービスをカットすることになりますでしょうか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

その1,100万が入らないということでカットするかというふうな御質問だと思うんですけども、それはやはり1,100万でも貴重な財源、もし議員さんから削減いただければ貴重な財源ともなります。ただ、それが無いからといって、住民に負担を求める、そういうものを減額するということは、全体の中で考えていきたいというふうに考えております。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

いろいろ議論、大いに議論されたらええと思いますけども、今、15%にしたら年間1,100万、20%カットした場合は1,500万、町長がされておる、町長40%、副町長が35、教育長25、このカットの減額額は1年間で1,700万でございます。1,700万の3人で減額をされてるとというのが実態でございます。これは条例ですのでね、次元立法ちゃうから、一応それも82万の関係で40%カット、公約も、あなた、されてますからね。

今ね、15、20、いろいろ議論されてますけどね、報酬審議会の件もされました。たしか報酬審議会は3年前の報酬審議会だったように記憶しております。3年か4年前ね。たしか4年前、7月やからね。終わってから、選挙、新しく改選なってからの、岩崎町長が出されたんかな、たしかね。下中議員も言うたように、審議会という答申はいろいろあって、答申される側、両方、いろんな意見、採決は基本的にとらないのが答申で、諮問に対する答申でございます。それで、町長が、20でもええし、15云々ということで、15、その当時、とられたというふうに私は思います。

議員の報酬云々、今、井戸君言うたように、皆寄って、話し合いしてね、報酬カットするのが一番、報酬カットは、財政厳しい、井戸君も、僕は、なかなかよう踏み切っていただいたなと思いますよ。今まで井戸君、全部反対でしたよ、15も、20も。ということは、そんだけ平群町が、財政、かつてないほど難局に来たなということ認識していただいた、このことについては、私、井戸君を評価したい。森田さんも賛成になっておられるんで、評価したい。その率だけでございまして、15するか、20するかということでございしますが、たしか4年前の審議会、町長の諮問機関でございますんで、そこでされて、そういう形になった。それからのを思ったら、4年間たったら非常に、財政がより一層厳しなってるというのは皆さん御存じやと思います。それが、20でということが、私は20%カットということで、賛成をしとるわけでございますが、報酬審議会は基本的に、皆さん御存じの、町長の諮問機関でございまして、議員の報酬を上げる云々については、そら、町長に諮問して、町長から報酬審議会で諮っていただいて云々でっしゃろ。

今回、この件について、今までずうっと、この件についてですよ、ずうっと今まで発議で出して、やっていったわけでございます。提案者おっしゃったように、慣例で、3回やってきたよということでやってるわけでございますが、非常に残念なことに、全員寄って、この件について話し合いは一切行われてい

なかったというのは、今までの現状でございます。それは、皆寄って、一遍話したらどうですかということで、持ちかけて、提案者、下中君もそうやし、井戸君も、今言うたように、それが皆仲よく、いろんな全協をやりながら、話し合いされてね、やっていただいて、全会一致でその削減案を私は決めるべき。ひょっとしたら、この削減については反対ですよという方もおいでになるかもわかりません。

けれどもね、今回はね、4年前よりもより一層財政が厳しなってるということとね、2月の5日にあった全協で、皆さん御存じのとおり、令和4年かな、イエローラインかな、令和5年でたしかレッドラインかな、そういう形の一応シミュレーションですよ、いう状態があります。説明もされました。私は、思ってるのは、1,100万がええのか、1,500万がええのか、いろいろ議論あります。しかし、一つの議員としての一助としての私は考え方だと思います。400万、年間違う、4年間で約1,600万違うけども、それは議員の個々の考え方だと思います。そういうことも踏まえながら、今後、今いろいろ提案もこの中であったけども、もっと早くやっつくべきやったなというふうにも、私も個人的には思ってますよ。けども、これは賛成討論の討論じゃありませんのでね、今までの経緯について、いろいろ議論した中で、20%、何でやということでおっしゃってましたんで、私も賛成者の1人としてね、4年前よりも厳しなってますよということをもって20%、15%の話もありましたけど、やっぱり最終的には、知れた金とは思いますが、住民の負託を受けた議員としての一定の私は責務やというふうに思っております。その点で20%、私も下中議員の提案に、提出者に対して、賛成の立場でここへ名前を掲上させていただいておるということだけ、ひとつ理解をしていただきたいということをお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、発議第5号と修正案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。森田君。

○8番

発議に反対しまして、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

住民の方からは、議員の数が多い、報酬は高い、ボランティアでやるべきだ

という声も聞こえるわけですが、その一方、しっかり議員として活動してくれば、報酬なんてきっちり払ってもらえよと言う方もいらっしゃいます。先ほど馬本議員から、町が非常に厳しくなった、それは行政側が、町長が言われたように、短期間に箱物投資を行った結果じゃないですか。そのことは別としてですね、修正案の提案理由にありますように、報酬審議会にかかった、15%答申を受けた金額でやるのが今としては合理性のある数字だというふうに思っております。

よって、修正案に賛成の立場で討論させていただきました。

○議長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については賛成、修正動議については反対の立場で討論をいたします。

趣旨説明にもありましたが、本会議の初日に町当局より大変厳しい町財政であるとの説明がございました。今回提出された発議には、私も賛成者となり、引き続き議員報酬月額を20%削減して、年間の削減額1,510万4,820円を町の財政運営の財源として、少しでも財政安定のために反映をしていただきたいと考えます。

また、町長は40%、副町長35%、教育長25%の削減による給与がされております。本則で、条例改正をしておりますが、年間1,731万8,784円の削減をしております。今回の発議による20%カットで、議員月額報酬は29万円から23万2,000円となりますが、この額は、県内町村平均額であります23万4,556円とほぼ同額であるため、極端に低いというものではなく、発議本案である20%カットの削減案が妥当と考えます。

このように、大変厳しい町財政のもと、町行政とともに、議員みずからが率先して、一番先に身を切ることが第一義と考え、20%カットの本案には賛成、修正動議には反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

4年前に、前回の改選の後の6月からその次の6月まで、定例会でいうと、5定例会連続でこの種の議案が、2回は町長提案でしたけれども、先ほど馬本議員から説明あったように、そういう流れがありました。いろいろね、井戸議員の修正案については、趣旨説明の話では、みんなで考えてっていうのは、馬

本議員も賛同されておりましたが、本来そうあるべきでしょうね。ですから、今から思えば、ちょっと愚痴になりますけれども、例えば5月の臨時議会で、基本的に議員懇談会的なものを立ち上げてですね、精華町でやられてたようなやり方も含めて、時間をかけて進めるべきだったかなというふうに思いますが、ただ、4年前もそうでしたけれども、突然、初日までにですね、議員発議で議案として出されて、最終日に討論すると、討論というか、審議して採決するという流れだったものですから、なかなかそういうふうにならなかったというのも実態ではなかったかなというふうに思います。

ただ、私は、議員歳費の削減についてはですね、私は16年前に議員に送っていただいて、やってるわけですがけれども、その2年目から、5%でしたけれども、町財政が厳しいという理由で削減が今日まで続いてきたわけです。最初は、5%というのは中筋町長の時代でした。岩崎町政になってからはですね、ほぼ最初から、これは議員提案でしたけれども、町長が、先ほど言ったように、今は本則になってますが、当時でいうと、40%の報酬カット。ただ、これは岩崎町長の公約でしたから、当然みずから公約されて、それで削られることに対して、議会としても別に反対することもないから、そうなったわけですが、私は、基本的に、財政を理由にした報酬や給与のカットっていうのには反対なんです。これは、この間、ずっとそういう主張をしてきました。まず、町財政の健全化や町の発展を目指す、その根本っていうのは一体何なのかといえ、住民の命と暮らしを守る、福祉の増進をする、これが自治体の本来の姿です。住民への行政サービスを下げたりですね、また、職員の生活給をカットして財政健全化をするというのは、本来、本末転倒です。そのことは、今日に至っても、平群町の財政が厳しさを増してるという状況、これだけやったって、先ほど森田議員からもありましたが、よくなってないんですよ。だから、カットしたから、よくなるというもんじゃないです。職員の皆さん、もう今はもとに戻ってますが、相当長年にわたってカットされました。でも、その当時よりまた悪くなってるというのが実態です。ですから、原因はそこにあるんでない。

今はその議論じゃないので、はしよりますけれども、ですから、議会議員の報酬についてはですね、以前も紹介しましたけれども、全国町村議長会の町村議会議員の活動実態と意義、こういう報告書が3年か4年前に出されましたけれども、町村議会議員の職務に伴い支給される議員報酬等の額は、民間給与所得者の給与額に比べ低く、議員報酬等が低い水準に置かれていることは、町村議会議員に地域社会のさまざまな階層の人々が選出されることに対する障害となっているのではないかと考えられる。このように指摘されています。この指摘のですね、地域社会のさまざまな階層というのは、若い現役世代のことだと

思います。報酬の低いことが、現役世代が町村議会を目指す障害になっているとの指摘です。今回、平群町の場合、先ほど山本議員からもありましたが、比較的若いお二人の方が議員になられてますから、それは当たってない部分もあるかもわからないですけども、基本的にはそういうことだと思うんですね。このことは、町村議会議員と市議会議員の年齢による議員数の割合、これは以前も言いましたけれども、市議会議員と町村議会議員ではですね、年齢構成が全然違うんです。なぜかといえば、市議会議員は、御存じのように、生駒市だったら50万、郡山市だったら56万、非常勤ですよ、もちろん。平群町は、本則でいえば、29万ですから、半分よりちょっと多いぐらいかなと、斑鳩町で28万幾ら、三郷町も28万円ぐらいですかね。斑鳩町は、一番高いとき、29万5,000円やったと思いますが、そういうふうに、財政状況を見ながら、ちょっとは下げてるんですけども、そういう点でいえば、だから、町村議員のなり手が少なくなってるということで、ポイントもですね、60歳未満、50代までの議員の率はですね、市議会議員のほうが町村議員よりも17ポイントも高いですね。だから、これは報酬の違いからくるということは明らかだと思います。

地方議員は、都道府県議会議員であろうがですね、また市議会議員であろうと、町村議会議員であろうと、行政のあらゆる分野についてチェックや提言、幅広い専門性も求められます。これらの仕事は議会の会期以外でも必要なわけですね。人によってももちろん違うんですよ。いろいろやる人もいれば、やらない人もいるんでしょうけれども、でも、基本的にはそうあるべき。そのことは、昨年研修に行った、先ほども出てましたように、京都府精華町などでも指摘されていました。

このように見ていくと、議会は、議会に常勤してないからといってですね、報酬は少なければ少ないほうがいいという議論は成り立たないのではないのでしょうか。そのことは、議員の皆さんはもちろん、町長を初め、理事者の皆さんもよく御存じのことと思います。議員報酬に対する基本的な考え方は、私のこれが考え方です。

そこで、今回の発議とその修正案ですが、まず発議については、下中議員からありましたけれども、文書だけ見ると、全く意味不明だったんですが、発言の中で、この間を踏襲したというようなことをおっしゃいました。もちろん町財政が大変だからと。町財政が大変、さっきもいいましたけれども、より悪くなってるという、その視点をやっぱり見る必要があるんじゃないかという。ですから、20%のカットの根拠っていうのはほぼ、私は余りないと思うんですね。安ければいいという金額なのか、もっと下げたほうがいいのか、もっと

高いのがいいのかって、いろいろありますけれども、その根拠はないと思うんです。

そして、一方、修正案についてはですね、もちろん、出した井戸議員からありましたけども、報酬審議会の答申という、これもね、本当なら、さっきも出てましたが、もう一度やる必要がある。こういう点についてはですね、本来なら、両方とも取り下げてですよ、もう一度そういうきちっとしたやり方をするというのがありますけれども、殊、ここに至って、これで採決するわけですから、そうもいきませんので、いずれにしても、4年間削減を続けるという根拠が乏しい、そういうことからいえばですね、全面的に修正案についても賛意を示すものではありませんが、まだ、よりましだと、一定理解ができるということから、発議の原案には反対、修正案には賛成いたします。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

私は、修正案に反対、そして原案については賛成の立場で討論させていただきます。

町の財政は厳しい状況で、去る2月5日に開催されました駅周辺整備事業の進捗状況と今後の予定について、全員協議会の資料によりますと、平成30年度決算では収支がゼロ、次年度から毎年収支不足となり、令和4年度には早期健全化基準に達し、令和5年度には財政再生基準に達するとの説明がありましたが、今議会では、平成30年度の決算見込みでは、実質収支が、駅周辺整備事業に係る清算交付金約4億8,000万のうち2億800万が今回歳入とされたために、約7,700万の黒字となったわけでございます。

なお、平成31年度に繰越金額7,700万円と清算交付金2億円が歳入されますが、未確定財源が5億5,000万も計上されております。しかし、駅周辺に係る保留地処分の損失補填分が、2億3,000万の財政出動が入っていないため、このままいけば、令和4年度の早期健全化基準に達する見通しが覆り、令和3年に達することが危惧されるわけであります。

財政悪化の要因は、主なものとして、いろいろあるわけですが、駅周辺整備事業にて、終盤、予定していなかった清算交付金が当初5億7,000万が4億800万、約1億6,000万円の歳入不足、保留地処分費の損失補填分が、当初は大体1億5,000万じゃないかなということが2億3,000万、約8,000万円の歳出増、平成31年度に補助金として2億円の歳出増など、歳入欠損及び財政出動で約4億4,000万円の予定外の収支不足

となっております。また、開発公社解散に伴い、平成24年度第三セクター債発行による公債費の増額も要因の一部であります。

かつてない、厳しい財政状況であり、この難局を乗り切るために、議員が身を切る改革をすべきであると思います。12人の議員報酬20%をカットすれば、年間約1,500万の削減となります。また、町長は40、副長、先ほどいいました35、それと教育長25カットは年間1,700万削減であります。先ほど山口議員は、岩崎町長は82万から40%カットされた、それ、条例化されてると。当初は、岩崎町長は、次元立法で、自分の任期中にということで御提案されたというのが記憶があります。それはまた議員のほうで修正になって、可決、条例化ということになったわけでございます。

早期健全化基準を回避する一助として、平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、修正案に反対し、原案については賛成討論といたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○3番

発議第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、私は賛成者として名前を記載させていただいております。しかし、今の話の中を聞かせていただきまして、いろいろとちょっと考え直さないかんところがありましたことを述べた上で、討論させていただきます。

まず、今、井戸議員さんと下中議員さんのお話の中ですが、15%と20%の差、これは確かに年間1,106万という差は出てくるのではあります、もともと15%カットが、これは、亡くなられた岩崎町長が望ましいと言われたことは、私は強く認識しております。当然議員の報酬審議会のほうでは、20%が妥当と考えるが、議員に広く理解を得るために15%が望ましいということで、岩崎町長は非常につらいお言葉で出されたのを、きのうのように今思い出しております。

その中で、今、こうして井戸議員さん、そして森田議員さん、そして山口議員さんまでもが、この15%については賛成するというので、私は、今ごろ、今ごろと言ったら失礼ですが、今、岩崎町長の熱意が皆様に伝わって、花を咲かせたんじゃないかなと、20%で、当初、6名の提案で、ほぼ20%カットが通るだろうという、きょう、この場において、15%が出てきた、これは本当に、亡き岩崎町長の熱意が皆様に浸透してきたものだと、私は思っております。

す。6人で決めるよりも、賛成者6人で決めるよりも、大勢が理解したカット案で決めたほうが、これは、私は住民様のためにもなると思います。400万掛ける4年で1,600万になりますが、前期、私が1期目は、1年目は全部否決されてましたので、実質20%カットは3年でした。ところが、今回は、15%を4年すると、ほぼ金額は、私の前期と同じ額に近く報酬カットになって、住民様のほうに貢献できるのではないかということ 생각합니다。

ところで、最後、大変失礼な話なんです、提出者の下中議員さん、大変申しわけございません。そして、賛成者の皆様、私が連名させてもらった中、大変申しわけございません。議長、話がえらい、発議の中で、私が賛成になっておったところ、非常に混乱を招きますが、こちらのほうでは、原案に反対、修正案に賛成とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。岩崎君。

○1番

私は、平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例には賛成、修正動議については反対の立場で討論させていただきます。

厳しい財政状況であります。住民の皆様のために、行政も議会も一丸となって乗り切らなければならないと考えてます。どうか議員の皆様、20%カット、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、発議についての賛成討論、修正動議については反対討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、発議第5号と修正案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決を行います。

まず、本発議に対する井戸君ほか1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。

続きますして

日程第3 発議第6号 10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第6号

10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年6月14日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 稲 月 敏 子

” 山 口 昌 亮

10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）

内閣府が5月13日に発表した3月の景気動向指数（2015年＝100）速報値は、景気の現状を示す一致指数が前月比0.9ポイント低下の99.6となり、政府は景気の基調判断を2013年1月以来、6年2カ月ぶりとなる「悪化」に引き下げました。景気が既に後退局面に入った可能性があります。

5月20日、内閣府が発表した1月から3月期の実質国内総生産（GDP）速報値は、前期比0.5%増となりました。しかし、実質GDPがプラスになった最大の要因は、内需が落ち込んで輸入が4.6%減となり、輸出の2.4%減を上回る規模となったことによるものであり、輸出が増加してGDPを押し上げたものではありません。GDPの6割を占める個人消費は前期比0.1%減と消費不況が続いています。消費の低迷に加え、米中貿易摩擦などの影響で企業が投資を手控える動きが強まり設備投資も0.3%減でした。輸出入も消費も設備投資も落ち込んでおり、日本の景気は冷え込んだままであり、さらに悪化を続けているというのが実態です。

このような景気が落ち込んでいる中での消費税増税は、国民の暮らしと日本経済に大きな打撃となることは明らかです。よって国に対して10月からの消費税10%への増税は中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の提案理由説明を求めます。植田君。

○6番

それでは、私のほうから、この意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

10月からの消費税増税に対して、生活や商売への不安が日々高まっているところでございます。こんな経済状態での増税を強行していいのかと、こういう声は、消費税増税に賛成する人たちの中からも上がるようになってきました。前回の8%増税を契機に、実質家計消費は年25万円落ち込み、そして、働く人たちの実質賃金も年10万円も低下してしまいました。意見書の中にもありますが、内閣府が発表した景気動向指数が6年2カ月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。

これまで、3回の消費税増税が行われましたが、1989年の3%のときはバブル経済のさなかでした。また、97年の5%への増税、あるいは2014年の8%への増税も、政府の景気判断は回復でした。それでも、消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は、景気後退の局面で5兆円に近い規模の大増税を強行しようとしています。これほど無謀な増税があるのでしょうか。

米中の貿易戦争も深刻化する中、IMFやOECDなども世界経済の減速や失速を警告しています。政権与党の中からも動揺が生まれています。自民党の萩生田幹事長代行は、7月の日銀短観が示す景気観次第で、増税の延期もあり得ると述べています。7月以降でも増税中止は可能なことを政権与党の幹部も認めているという状況です。そういう意味では、これまでも2回、10%への増税を延期したという経緯もあります。この経済状態の中での増税は、国民生活を破壊させる事態に追い込むことになりかねないことから、ぜひこの意見書への皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。窪君。

○10番

10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書(案)には、反対の立場で討論させていただきます。

少子・高齢化が急速に進む中で、ふえ続ける社会保障費の財源を確保することが消費税増税が行われる目的の一つですが、本年10月に消費税率を10%に引き上げる目的の根拠として、2012年の民主、自民、公明の3党合意に基づく社会保障と税の一体改革によるものであり、消費税の引き上げによる増収分を活用して、切れ目なく、全世代を対象とする社会保障の充実を図り、将来世代への負担の先送りの軽減を同時に実現をいたします。

これまで、税率引き上げが二度延期されましたが、安倍総理が延期を表明したのは、いずれも増税予定日の6カ月以上前でございます。本年4月1日以降、消費税制の経過措置の法令に基づき、10月1日以降の商品等を引き渡す商取引は、軽減税率対象品目を除く全てが消費税率を10%として契約を結ぶため、既にそうした契約が日を迫うごとにふえております。今から10月の消費増税を中止するとなると、こうした契約を結び直さなければならないこととなり、商品取引は大混乱をいたします。

さらに、消費税率を10月1日に10%に引き上げないこととする法案を衆参両院で審議し、可決ができなければ実現はいたしません。また、そのときには国会は閉会をしており、法案が成立するまでの間、商品等を引き渡す日の税率が何%になるかが定まらず、契約すら結べない状況になり、経済活動を著しく停滞させるために、意見書案にあります10月の消費増税を中止をすることは、実務的にも無理と考えます。

しかし、税率引き上げには痛税感を伴うことから、その影響の緩和策として、公明党の強い主張によりまして、飲食料品などを対象とする軽減税率制度が導入をされます。また、今回の2019年度予算で2兆円規模の消費増税対策を講じております。今、提出者からありましたが、負担増の話をされましたが、還元の話は一度もされておられませんので、御説明させていただきたいと思ます。

具体的に、1.3兆円の防災減災事業と0.7兆円のキャッシュレス消費者還元事業などが盛り込まれ、経済全体として、消費税増税によって約5.7兆円の負担増になりますが、約1.1兆円は軽減税率によって負担軽減となるため、軽減税率を伴う消費増税により4.6兆円の負担増になります。加えて、たばこ税の増税と所得税の控除見直しで0.6兆円の負担増が見込まれ、合わせて約5.2兆円の負担増が生じます。これに対して、幼児教育の無償化と社

会保障の充実により、国民に約3.2兆円を還元することとなっており、消費増税対策での2兆円と住宅ローン減税と自動車関連減税で0.3兆円が国民に還元され、これらの還元分が5.5兆円に上ります。このように、5.2兆円の負担増に対して5.5兆円の還元分を差し引きすると、経済全体で0.3兆円の実質的な負担減となります。

また、国では、5月10日、既に、消費税の増収分を活用して本年10月から実施をします幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法と、来年4月から大学や専門学校などの高等教育が低所得世帯を対象に無償化する大学等就学支援法が成立し、今、準備が進んでおります。しかし、国では、立憲民主と共産両党は反対をいたしました。教育への投資は、格差の固定と貧困の連鎖を防ぐことにつながります。あわせて、2020年度末までに32万分の保育の受け皿を整備する方針を掲げ、待機児童対策と幼児教育の無償化を車の両輪として同時に取り組んでいることを申し述べ、この意見書案には反対とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5番

私は、この10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）については、賛成をする立場で討論に参加をしたいと思っております。

安倍首相は、リーマンショック級のことが起こらない限りは、この10%増税については実行するとずっと強調しておられます。しかし、今の日本経済の状況、これはもう非常に厳しい、危険な状況になってきていると、識者の方たち、経済界の重鎮の方たちも強く申し述べられているところでございます。5月30日に発表されました1月から3月期のGDP、前期0.5%のプラスになっておりますけれども、日本経済の6割を占める家計消費はマイナスであり、企業の設備投資も輸出もマイナスになってしまっています。プラスになったのは、輸入が大幅なマイナスになり、その分がGDPからの計算で差し引かれた、このためであり、これについてはまさしく数字のマジックでプラスになったと言うしかございません。実際には、輸入の落ち込みも内需の悪さを示しているところであります。

その上にも増して、先ほど提案者のほうからも趣旨説明されたように、海外、米中の貿易摩擦やイギリスのEU離脱など、世界経済は非常に重大なマイナス要因を抱えて、安倍政権が頼みの綱にしてきた輸出には全く期待ができない状況にもなっています。この5月の月例報告で、輸出や生産の弱さが続いているとして、景気判断を下降修正を政府はいたしました。こんな状態で消費税を1

0%に引き上げれば、消費は一段と落ち込み、設備投資も伸びなくなる、このような状態で消費税増税を強行すれば内需を壊してしまう、予測できないような状況に陥るのではないかという、こういった危惧がございます。消費税10%増税は、もうきっぱりと中止をすることしかないというふうに考えます。

先ほどは、社会保障の向上のために、この消費税増税は財源として必要だという御意見が述べられました。しかし、この間、消費税の増税された分については、社会保障の向上など全くされなかった、その分が大企業の法人税の減税に回った分と同額であるというふうな実態もございます。今回、経済悪化を招くことがはっきりしているということは、政府も御存じで、何とか経済対策をしなければならないということで、2兆円もお使いになってる、こういうことをするのなら、もう最初から10%の増税はきっぱり中止をするのが当たり前、多くの国民の考えに沿うことであり、国民の生活を救い、消費経済を上向きにしていく、この大きな要因となってまいります。

私は、このような理由のもとで、この意見書を政府に提出をしていくこと、大いに賛成をしたいと思えます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第6号 10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）については否決されました。

続きますして

日程第4 発議第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第7号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年6月14日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

〃 山口昌亮

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
(案)

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっている。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によって、会話することが少なくなり、脳に入る情報が減少し、脳の機能の低下を招き、鬱や認知症の発症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本において、補聴器の価格は片耳当たり、おおむね3万円から20万円であり、健康保険適用でないため、全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害「高度・重度難聴」の場合は補装具支給制度により、1割負担、中等度以下の場合には購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかであり、約9割は全額自費で購入している。特に低所得の高齢者は補聴機器の購入が困難となり、聞こえないまま生活をする状況を多く生み出していることから、特別な配慮が求められている。

欧米では補聴器購入に対し、公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で、高齢者補聴器購入に対し、補助を行っている。補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。稲月君。

○5番

ただいま議会事務局長のほうから意見書の提案内容については報告をしていただきました。私のほうから、趣旨の説明をさせていただきます。

高齢化に伴って耳が聞こえなくなり、仕事や社会生活が困難になるという高齢難聴者がふえています。補聴器は、この提案にも書いてますように、非常に価格が高いものであり、高いものでは30万、50万というものもございます。保険は適用されないことから全額自費となり、つけたいと思っても高額で年金収入では手が出ない、また、低所得者層の方たちは諦めざるを得ないという方がたくさんふえております。

身体障害者手帳が交付される高度・重度難聴の場合は1割の負担で購入ができるというものの、高度・重度難聴というと、70デシベル以上、これは、相手と40センチ以内での会話ができるという、そういうのを、ほぼ70デシベル以上ということに当たるそうですけれども、それ以外の方は全額負担になってしまうのが現状でございます。今、世界保健機構、WHOでは、41デシベル以上の方たちの補聴器の装用を推奨をしておられます。41デシベルというのは、時々人の話が聞き取れない、こういう程度の状態でありまして、この状態でも放置をしていくとひどくなっていく、認識できない音がふえていくというような状況になるので、早く装用することをWHOは推奨をしているのであります。

日本の難聴者は、推計で1,430万人、これは日本補聴器工業会調べによるものですけれども、これに対して、補聴器装用率は14.4%に日本の場合はなっています。これと比べて欧米、イギリスなどでは40%にも及んでいます。欧米では、さまざまな公的補助がされている、この差はここから来るものでございます。公的補助がないということから、特に低所得者にとっては手が届かないもの、諦め、聞こえないまま生活を送り、人との接触を避けるようになり、情報が入らない、引きこもる、認知症になる、大変深刻な状況もつくり出しています。

高齢者が心身ともに元気に社会生活を送っていくために、大変重要な補聴器でございます。ひいては認知症、鬱などの疾患を減少させていくことにもつながっていく、このようなことから、国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を、日本の国としても創設を早くしていただくよう、本議会からも政府に対して意見書として提出したいと考え、今回、提案をさせてい

ただきました。

議員の皆さんには、この趣旨に御理解をいただき、ぜひとも御賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係機関へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）については、原案どおりに関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

ここで時間延長、午後6時までといたします。

日程第5 選挙管理委員の選挙について
を議題といたします。

選挙管理委員、及び、次に予定されている日程第6 選挙管理委員補充員の選挙については、地方自治法第182条第1項並びに2項の規定で、議会においてこれを選挙するということになっております。選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、これの取り扱いについて、議会運営委員会の中で協議をお願いしたいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

また、日程第7 先進地視察計画書についても、議会運営委員会の中で協議をお願いしたいと思います。

よって、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時08分)

再 開 (午後 4時35分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審議内容を報告させていただきます。

議長より、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法についての取り扱い、先進地視察計画書について当委員会に諮問があり、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。

その結果、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法については、指名推選で議長一任ということで決定いたしました。

また、先進地視察については、計画の概要として、視察年月日及び視察については正副議長、そして議会運営委員会委員長で協議をし、ある程度まとめた上で議会運営委員会にお諮りし、決定することになりました。視察目的は、議会における災害対策マニュアルについてであります。また、参加者は議員全員とし、議会事務局長と事務局職員の同行をお願いします。

その他として、議長より、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告がありました。候補者の数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、本選挙を実施しないこととの報告がありました。なお、当選人につきましては、上牧町議会議員、服部公英氏、黒滝村議会議員、堀口誠氏です。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

以上です。

○議長

議会運営委員会の委員長報告のとおり、選挙の方法は、議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長が指名推選することに決定いたしました。

それでは、発表いたします。

選挙管理委員に、井田和夫君、安田朝四郎君、高見すみ子君、安村則寛君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました選挙管理委員を当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました井田和夫君、安田朝四郎君、高見すみ子君、安村則寛君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第6 選挙管理委員補充員の選挙について
を議題といたします。

補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、議会において委員と同数の補充員を選挙しなければならないとなっております。補充員についても、議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、私が指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名いたします。第1順位、南秀紀君、

第2順位、室キヌ君、第3順位、廣瀬正彦君、第4順位、水船徹君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位、南秀紀君、第2順位、室キヌ君、第3順位、廣瀬正彦君、第4順位、水船徹君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

続きますして

日程第7 先進地視察計画書について
を議題といたします。

先ほど、議会運営委員会委員長より先進地視察計画書について報告がありましたとおり実施したいと思えます。

平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定いたしました。

続きますして

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

それでは、6月定例議会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

6月4日より本日までの11日間の会期におきまして、補正予算を初め、全ての上程案件につきましては、慎重審議いただきまして、承認、可決、そして同意を賜り、まことにありがとうございました。

議会の冒頭での中の挨拶でも申し上げましたが、平成30年度の出納閉鎖の結果、本町の財政事情は非常に厳しい状況であります。本定例会におきましても、各議員より御心配をいただき、平群町の現在の財政状況、そして今後の財政見通しについても御質問、御意見をいただきました。このことを真摯に受けとめまして、議会に対しても説明を行い、行政運営を行ってまいります。

詳細な決算につきましては、9月議会の議論を待ちたいと思いますが、町税収入が20億円を割り込み、地方債残高が145億円に達しているなど、また、財政指標の観点からいいたしても、これは平成29年度の実績ではございますが、実質公債費比率につきましては14.2%で県下ワースト6位、そして将来負担比率につきましては216.1%でワースト2位でございます。現在、第2次健全化計画に基づき、健全化を進めておりますが、今後、健全化の計画の内容を見直し、職員が一丸となって財政健全化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員におかれましても、なお一層の御理解と御協力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和元年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時42分)